◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第455号（H30.6.1）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝3件（5月25日～5月31日分）
(1)貸切バスの死傷事故
(2)法人タクシーの転落事故
(3)個人タクシーの火災事故
2.トピック
(1)「指導監督指針」及び「指導監督マニュアル」を一部改正【新着情報】
(2)「睡眠不足に起因する事故防止対策の強化」に関する「よくある質問」について【新着情報】
(3)「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～【新着情報】
(4)三菱ふそう製　大型・中型バスのセンターメンバー腐食に対するリコールについて
(5)運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について（中部運輸局発）

◇◇◇

5月29日（火）午後11時40分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、運転者がボンネットからの白煙と水温計の上昇を認めたため、路肩に停車させエンジンを停止したところ、ボンネットから出火した。この事故による負傷者はなし。
火は、通報により駆けつけた消防により消火されたが、当該タクシーのエンジンルームを焼損した模様。

上記3件の死傷者数計：死亡1名、重傷0名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者の意識を高めるため、平成30年6月１日（金）から睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化することとし、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正したところです。
今般、対策の強化に関する「よくある質問」を作成しましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03sleep/index.html

※旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html

---

(3)「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～
（新着情報）

国土交通省では、6月を『不正改造車を排除する運動』の強化月間として、関係省庁、自動車関係団体等と連携し、全国で集中的に街頭検査を実施するなど、平穏な生活環境を破壊する原因となっている違法マフラーなどの排除に向けた取組みを強化します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000182.html

---

(4)三菱ふそう製　大型・中型バスのセンターメンバー腐食に対するリコールについて
（配信日：H30.5.25）

三菱ふそう製　大型・中型バスについて、緩衝装置の取付部（センターメンバー）の防錆措置が不十分であるため、雨水や融雪剤などの影響により腐食が進行し、最悪の場合、センターメンバーが破断してハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、三菱ふそうにおいて検証中であったものの早急に対策を行うべく、暫定措置として、9,562台についてセンターメンバーの防錆措置を実施する等のリコールが平成29年2月14日に届出されたところです。
今般、検証結果を踏まえ、恒久対策を確定するとともに、対象範囲を拡大して約

15,000台について、平成30年5月25日にリコールが届出されました。

リコール対象車を保有している事業者においては、速やかに改善措置を受けていただくようお願いします。

※今回届出されたリコールの詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002985.html

※平成29年2月14日に届出されたリコールの詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002543.html

---

(5)運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について（中部運輸局発）
（配信日：H30.5.18）

自動車運送事業者の方々は、関係法令に基づき、初任運転者や高齢運転者等に対して、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させなければなりません。
中部運輸局では、平成29年における中部管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、重大事故を端緒とした監査において、適性診断が未受診であったとの指摘を受けた監査件数が3割を超えることが確認されたことなどから、新たに採用した運転者が多いこの時期を捉え、管内の関係事業者団体を通じ、事業者に対して適性診断の適切な受診を徹底するよう通達いたしました。
事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行うとともに、運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底をお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/tekiseishindan.pdf

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆